

北摂断酒連合会文化部ソフトボール部会則

平成 14 年 3 月 1 日 第一回会合（部会）にて制定

平成 23 年 7 月 8 日改訂

平成 23 年 9 月 9 日改訂

平成 23 年 11 月 11 日改訂

平成 24 年 1 月 13 日改訂

平成 26 年 5 月 9 日改訂

平成 26 年 7 月 11 日改訂

1. 主旨

ソフトボールの活動を通じ、相互により良き人間関係を築き、心と体を鍛え、今後の断酒継続の糧とする。

サブテーマ

未だ断酒会に入会していない人（酒害者本人とその家族）に積極的に働きかけ、そしてソフトボールの練習・レクリエーション等の行事に来ていただき、その活動の中で仲間の大切さ、断酒会の良さを理解して貰い、断酒会入会への雰囲気作りをする。

2. 会則の必要性（理由）

- 1) 断酒会内では、ソフトボールは単なるレクリエーションという位置付であった。
- 2) 最近の傾向として、各断酒会内でソフトボールの活動も断酒例会同様（例会の一部）に断酒継続の重要な役割を担っている認識されつつある。
- 3) 日々の例会出席は難しいが、ソフトボール・レクリエーションなど日曜日の活動にしか、参加しづらい断酒会員もいる。その様な人達を断酒会から離れさせない。但し、ソフトボールをし、例会出席しなくて良いという訳ではない。
※ 例会出席もしないのに、ソフトボールだけ参加しているのはおかしいという考え方がある。
- 4) 名称を次の通りとする
ソフトボールの活動（部活）
ソフトボールの会合（部会）

(1) 部員資格

- ① 北摂断酒連合会の会員とその家族である事。

(2) 入部・退部の手続き

入部しようとする者は、「北摂断酒連合会文化部ソフトボール部への入部申込書」（書式 SB-1）を所属断酒会会長を通じ文化部長（ソフトボール部監督）へ提出するものとする。

また、退部しようとする者は、直接ソフトボール部監督に申し出るとと

もに、その旨を所属断酒会会長へ速やかに報告するものとする。

(3) 参加資格

- ① 北摂断酒連合会の会員とその家族は誰でも参加出来る。
- ② 朋友断酒会の会員とその家族でもソフト・レクリエーション等に参加出来る。
※ 連合会長、又は監督の許可があればよい。
- ③ 入院中の人（病院の先生の許可があればよい）。
- ④ 他、自助グループ、未だ断酒会に入会していない人
※ 連合会長、又は監督の許可があればよい。
- ⑤ 酒気を帯びた人の参加は不可とする。

(4) 部員名簿の作成

部費の徴収管理、傷害保険付保の確認及び部員相互連絡のため部員名簿を作成する。この名簿は前述の用途に限定するものとし、部外への公開はしない。

(5) ソフトボール部会

- ① 部会にはソフトボール部員以外、北摂連合会の会員とその家族であれば参加出来る。
- ② 部会は年2回実施、上半期・下半期各1回とする。
- ③ 監督の要請があった場合。
- ④ 酒気を帯びた人の参加は不可とする。

(6) ソフトボール部の運営費（原資）

- ① 部費（ソフト部員）＋ 北摂断酒連合会の助成金で運営する。
- ② 献金も受ける。

(7) 部費

部費は年額一律 500 円とし、翌年度分を各地域断酒会にて会計年度終了月(3月)の役員会迄に徴収し、ソフトボール部会計に納付する。
なお、年度途中での入部の場合、当年度分として部費 500 円を徴収する。
また、年度途中での退部の場合、当該部員の既納部費は返却しない。

(8) 助成金

- ① 大阪府断酒会親睦ソフトボール大会 5,000 円
- ② 近畿ブロックソフトボール予選 5,000 円
- ③ 近畿ブロック予選通過時 10,000 円

(9) 部費の運用

- 1) 道具の購入
- 2) グラウンド使用料
- 3) 交通費・見舞金
- 4) 飲料水等

5) レクリエーション等の助成

(10) 見舞金

- 1) ソフトボールの活動中の怪我を対象とする。
- 2) 金額=3,000円とする(部会費より拠出)。
- 3) 監督、事務局で決める。
- 4) 会計に請求して監督が本人に渡す。

(11) スポーツ保険

- 1) 部員は各自で傷害保険に加入する。加入するか否かは各自で決める。
- 2) 府断ソフトボール以外のソフトボールの活動中の怪我の補償は出来ない。
- 3) 怪我は各自で処理の事。
- 4) その他、何かあればソフトボール部会で決める。

(12) 附加事項

- 1) レクリエーション(年1回は実施する、親睦焼肉大会。ミカン狩等)。
- 2) ユニホーム
 - * 連合ソフトボール部で30着注文し作った。
 - * ユニホームの費用は個人持ちとする。
 - * 部会を離れるときはユニホームを部会に返却する事。
 - * 返却時のユニホーム代はその都度話し合いで決める。
 - * 帽子は各自で購入する。ソフトボール部で用意あり。
- 3) グラブに関しては各自で準備(個人持ち)する。
- 4) グラウンド申込方法
 - * 高槻市断酒会が主導
 - * オーパスで申し込み(費用に関しては部費にて)
 - * 連合ソフトボールの活動費用はソフトボール部費より拠出する。
 - * 連合ソフトボール以外の活動の費用は個人持ちとする。

(13) 会則変更に関する事

- 1) ソフトボール部会で話し合い決定をする。
- 2) 決定事項は連合役員会で報告の事。

以下余白